

お墓参り用臨時バスを運行します

お墓参りが多い3月のお彼岸の時に、三山荘と桃尾墓園間の臨時バスを運行します。途中の乗り降りはできません。

▶ **運行日時** 3月19日(土)～21日(振休)

▶ **運行時刻**
19日(土)

	三山荘 → 桃尾墓園	桃尾墓園 → 三山荘
9時	00 30	15 50
10時	10 50	30
11時	45	10
12時	30	05 45
13時	05	25

20日(祝)、21日(振休)

	三山荘 → 桃尾墓園	桃尾墓園 → 三山荘
9時	05 45	20
10時	20	00 40
11時	00 50	20
12時	35	15 50
13時	10	30

▶ **片道運賃** 200円(小学生以下100円)

くまモンのICカード、To熊カード、さくらカード、一日乗車券の利用可
熊本都市バス「水前寺駅前・竜穴／戸島神社前経由三山荘」行

(交通センター仮バスターミナル18番のりば)
※三山荘バス停で下車し、乗り継ぎ。

詳しくは、ひごまるコール(☎334-1500)または熊本都市バス小峯営業所(☎369-1555)へ。
(健康福祉政策課 ☎328-2340)

選挙人名簿を確かめませんか

次の期間に選挙人名簿・在外選挙人名簿の縦覧を行います。登録に異議のある方は、期間中に印鑑を持って申し出てください。

▶ **日時** 3月3日(木)～7日(月)
午前8時半～午後5時

▶ **場所** 区役所総務企画課

詳しくは、区役所総務企画課(区選管事務局)へ。

緑の募金運動にご協力ください

～夢託す 小さな苗に 大きな未来～

本年度も緑の募金運動を行いますので、皆さんの協力をお願いします。集まった募金は、植樹活動、学校緑化、緑化普及啓発活動などに活用されます。



▶ **期間** 3月1日～5月31日

▶ **納付方法** 募金は自治会ごとに取りまとめて、専用の振込用紙で振込んでください
(環境共生課 ☎328-2352)

税

熊本県「水とみどりの森づくり税」で森林を元気に

熊本県では平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」(年間個人500円、法人千円～4万円)を活用し、森林を元気にする取組みや、森林の役割などの普及啓発を展開しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、熊本県農林水産政策課(☎333-2422)へ。

熊本県水とみどりの森づくり税

検索

みんなの協力で
森が守られているモン♪

©2010 熊本県くまモン

(農商工連携推進課 ☎328-2384)

原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車(農耕作業用、その他)などを所有している方に課税します。

お持ちの車両を廃車したり、他人へ譲渡した場合は、3月中に手続きを済ませてください。未手続きの方は引き続き課税となります。

▶ **手続場所** 区役所税務課、総合出張所、出張所
※本市窓口での受付は、排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車(農耕作業用、その他)に限ります。

●廃車

▶ **持参物** ナンバープレート、所有者の印鑑

▶ **確認事項** 車名、車台番号、排気量(盗難の場合は被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号)

●名義変更

▶ **持参物** 新所有者と旧所有者の印鑑、免許証など(新所有者の住民登録が市外の場合)

▶ **確認事項** ナンバープレートの番号、車名、車台番号、排気量(「販売または譲渡した証明」欄の記入・押印必須)

※定置場が市外に変わる場合も手続きが必要。
詳しくは、市ホームページか、課税管理課(☎328-2195)または、区役所税務課へ。

点字の納税通知概要書を送付します

市県民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書と一緒に希望者には点字の概要書を送付します。内容は、納税義務者名、税目、年税額、納期、納期ごとの税額などです。

▶ **申込み** 3月31日までに電話で課税管理課(☎328-2195)へ

上下水道

水道料金などの問い合わせ専用窓口「料金課お客さまセンター」を開設します

4月1日から水道料金および下水道使用料に関する問い合わせ専用窓口『料金課お客さまセンター(☎381-1118)』を開設します。電話番号は料金課の番号と同じです。

これまで以上に皆さんに満足していただけるよう取り組みます。気軽に利用してください。
詳しくは、料金課(☎381-1118)へ。

家庭ごみの排出量 (1人1日あたり)

3月は引越しごみが多くなります。引越しごみの排出はお早めに!

チャレンジ! 家庭ごみ減量20%

平成21年度 562g → 平成27年度 4月～1月 471g
-16.19%

※資源化された量を除きます。(廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用の水使用量 (1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成27年度(1月) 227.5ℓ
目標 218ℓ (平成30年度までに)

補助制度を利用して、「雨水貯留タンク」を設置しませんか? 自宅の屋根に降った雨水も有効活用!

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

飲用水の安全に注意しましょう

飲用水に貯水槽や井戸をお使いの方は、次の点に注意して管理しましょう。

○水道水・井戸水を一旦タンク(貯水槽)に貯めて、蛇口に供給している方(高層の共同住宅など)

・管理者による貯水槽などの適切な管理が必要です。毎年1回、貯水槽の清掃および水質検査を行います。

○個人または共同で井戸を掘り、蛇口に繋いでいる方(未給水区域内の住宅など)

・給水開始前に、水質検査を行ってください。また、給水開始後も毎年1回以上水質検査を行きましょう。

・井戸の周辺は常に清潔に保ちましょう。

詳しくは、生活衛生課(☎364-3187)へ。

浄化槽のプロウは正常に作動していますか

浄化槽は、微生物の働きによって水をきれいにしていきます。プロウは浄化槽に空気を送る機械で、微生物に酸素を供給する重要な装置です。プロウが止まり、浄化槽に空気が送られなくなると、微生物が死滅し浄化槽の処理機能が失われてしまいます。保守点検を受けてプロウに異常がないかを確認しましょう。

※プロウが必要ない腐敗型浄化槽もあります。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

講演会・相談会

各区で法律相談会を開催します

無料

▶ **場所・期日**

東区(東部公民館)4月3日(日)、20日(水)
西区(西部公民館)4月7日(木)、24日(日)
南区(富合公民館)4月14日(木)、24日(日)
北区(植木文化センター)4月3日(日)、21日(木)

※中央区は広聴課へお問い合わせください。

※お住まいの区にかかわらずどの区でも相談できます。

▶ **時間** 午後1時半～4時半

▶ **対象** 市内に住居登録のある方

▶ **定員** 6人(先着順)

▶ **申込み** 3月7日から電話で熊本県弁護士会法律相談センター(予約専用☎325-0020)へ

※同一内容の再相談は受けられません。

詳しくは、広聴課(☎328-2075)へ。

暮らしの中の人権 30

障がい者の人権

わたしたちが暮らす社会には障がいのある人々がいます。障がいは生まれつきであったり、事故や病気によるものなど、原因は人それぞれです。障がいのある人にとっても住み良い社会づくりをすすめるためには、すべての人の十分な理解と配慮が必要になります。

「障がい」の多くは人々のちょっとした配慮により解決できるものがほとんどです。

4月から「障害者差別解消法」が施行されます。この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的なことに加え、行政機関などや民間事業者が、障がいを理由とする差別をなくすための合理的配慮などの取り組みを行うことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がい者問題がすべての人の問題であることを認識し、誰もが暮らしやすい社会をつくりましょう。

(人権推進総室 ☎328-2333)